

現段階で最低賃金撤廃は不適切

張朝鈞

最低賃金は以前から労資双方の争点の的になっていた。2007年7月に最低賃金は15,480元から17,280元へと上方修正され、9%の調整幅を達成し、時給も95元と定められたが、ここ3年は未調整のままだった。この3年間、社会環境には大きな変化があった。産業の急速な中国移転の結果、去年及び一昨年の製造業の実質給料成長率は伸びるどころか減少している。最近、全国産業总工会等の労働組合グループは、行政院主計局のデータ-2010年第一四半期の経済成長率は13.71%-に基づいて、最低賃金を22,115元(俗称22K)に調整するよう要求している。これはまた政府が大学新卒者に支給する就業方案の給料(初任給)でもある。しかし、最終的に最低賃金は17,880元と僅か3%の上げ幅にとどまり、労働組合側は不満を示した。

同問題に対し、新台湾国策シンクタンクは経済政策小グループ会議を開催した。実践大学ファイナンス学部の黄博怡教授は、台湾人と外国人労働者に同様の最低賃金を適応していることから、軽率に破棄した場合、経営者側は大量の外国人労働者を雇い、却って台湾の労働者に損害が及ぶことになるため、最低賃金は軽々しく破棄すべきではないとの見方を示した。しかし、現在、失業率は5%前後で推移しており、調整にはより慎重な判断が求められるだろう。台湾大学国家発展研究所の辛炳隆教授は、最低賃金は労働者の生活保障に基づき、更には最低賃金が就職市場に与

えるマイナス効果の大きさについて証拠が示されていないことも加味し、サポート対策をとる前に、最低賃金を撤廃すべきではなく、物価水準にも照らし合わせて調整すべきだと強調している。

実際、同問題を論じるにあたり、何のために最低賃金を定める必要があるのか改めて考えてみると、その主要な目的は「被雇用者の基本的生活の保障」にある。統計に基づくと、台湾で最低賃金を受け取っている労働者は約30万人前後で、労働者全体の比率からすればその割合は高くないが、こうした人々は、教育や訓練を通して生産力を向上させることが比較的困難な労働者やシングルマザーなど、社会的弱者に属する人々で、しかも家庭の経済的支柱でもあり、基本的な生活保障が必要な人々だ。こうした人々に対する台湾の社会福祉制度は、その他各国に比べ、比較的不健全な状況にあり、最低賃金もまた社会福祉の一部とみなすことができる。社会福祉についていえば、被雇用者の収入を保障するほか、託児・教育などにおける必要支出を軽減することもまた生活の保障になる。上述のサービスに対して社会的弱者に手当を支給したり、公共サービス化することも必要支出を抑える方法である。

先進国を例にとると、米国では早くも1938年に議会で「公正労働基準法」が可決され、日本では1959年に「最低賃金法」が制定されており、これらはみな最低賃金にかかる法整備の好例だ。その上、ドイツでは最低賃金にかかる制度はない

が、社会福祉が発達しているため政府の救済金によって労働者の最低生活水準を保障することができる。しかしながら、批判を受け続けているこうしたドイツの制度は、選挙戦の主要な争点にもなっている。労働者側からの批判だけでなく、一部の経営者も最低賃金制度がない状況下では、その生産力と品質が却って最低賃金が設定されている国のそれを下回ると訴えている。

しかし、これに対し、「就業市場における労働者の給料は市場メカニズムに基づくべき」との立場をとる一部の人は、賃金が引き上げられた場合、生産力が最低賃金に近い労働者は却って失業してしまうだろうと指摘している。また、最低賃金が「社会福祉」であるなら、どうしてこうした責任を経営者側が負わなければならないのだろうか。最低賃金のほか、できるだけ早くミルトン・フリードマン(Milton Friedman)が提起した負の所得税制度を実現し、まず政府に社会的弱者の生活保障にかかる責任を負わせ、機が熟してから最低賃金の撤廃を議論すべきだろう。

総じて言うと、現在の社会全体の情勢からすれば、今は最低賃金を撤廃する段階にはないと考えるが、政府・労働者・産業界の三者が腰を下ろして、社会的弱者である労働者の生活の保障に対する責任の所在を早く明らかにすべきだろう。また、最低賃金のほか、政府は今回の最低賃金値上げによって増加したこれまでにない形態の就業についてもより注意を払い、こうした就業形態への保障も強化すべきである。B